

平成26年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成26年3月31日本部決定

はじめに

職員ひとり一人が適正に職務を行うためには、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を正しく理解するとともに、これらのコンプライアンスに関するルールができた背景を知り、その遵守の必要性を十分に理解した上で、コンプライアンス意識を持ち続けることが必要であり、そのためには研修や職場での啓発活動等を繰り返し行うことが重要である。

併せて、上司が部下とコミュニケーションを図り、不当行為は絶対に容認しないという姿勢が部下に伝わるような職場作りや、職員を孤立させない風通しの良い職場環境を作るように取り組んでいくことが重要である。

このため、平成26年度コンプライアンス推進計画を以下のとおり策定する。

1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

(1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員及び事務所のコンプライアンス指導者を講師とし、本局が全職員を対象とするコンプライアンス講座を実施する。

(2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

①コンプライアンス講習会

発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深める目的で、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員（事務所長、副所長を含む）を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図る目的で、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

(3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、それに基づき各研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

(4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通テーマ並びに本局及び各事務所において選定したテーマにより、ひとり一人の理解が深まるような工夫を行う。

なお、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

(5) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報提供をイントラネット、メール、諸会議等を活用して行う。

(6) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、定期的に全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示する。

2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職研修を実施する。

(2) コンプライアンスセミナー

事務所の課長を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通し、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンスセミナーを実施する。

3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

①国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

②発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

(2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。

また、全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

(3) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

(4) 事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の取組やコンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼を掲示する。

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口について、職員に通報が正しい行為であること、不利益にならないことを明確にして、その周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

①平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」に基づく、技術資料と入札書の同時提出等を本格実施する。

②発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の徹底を行う。

また、管理状況を定期的（少なくとも毎年度1回）に点検する。

6 内部監査の実施

一般監査において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、引き続き内部監査を実施する。

7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。